第25号様式（第22条関係）

景観形成チェックシート（屋外広告物）

このチェックシートでは、類型別地域景観ごとに定めている景観形成基準（景観面から制限する事項）と、その他の事項について、それぞれ配慮や工夫をした内容を記入してください。

(1) 景観形成基準（屋外広告物）

該当する各項目についてチェックし、配慮や工夫をした場所及び図面名称を「配慮箇所」欄に記入してください。

（届出行為に項目が該当しない場合は記入不要。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観区分 | 景観形成基準 | 配慮箇所 |
| 自然・田園・集落景観 | □ 背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置としている。 |  |
| □ 同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| □ 広告物に用いる色彩は、彩度の低い色を地色とするなど、周辺の景観との調和に配慮している。 |  |
| □ 照明設備は、点滅を避け、周辺の夜間の状況からみて過剰な光が周囲に散乱しないように光源の種類、位置、光量等に配慮している。 |  |
| 住宅地景観 | □ まちなみなどの周辺の景観との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置としている。 |  |
| □　同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| □ 広告物に用いる色彩は、建物と同系色の色彩を地色にするなど、周辺の景観との調和に配慮している。 |  |
| □ 照明設備は、点滅を避け、周辺の夜間の状況からみて過剰な光が周囲に散乱しないように光源の種類、位置、光量等に配慮している。 |  |
| 工業地景観 | □ 隣接する建物との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置としている。 |  |
| □ 同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。 |  |
| □ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。 |  |
| 商業地・業務地景観 | * 隣接する建物との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置としている。
 |  |
| * 周辺の景観との調和を阻害しないように、色彩や意匠などを十分考慮するとともに、まちのにぎわいや楽しさを演出する要素となるよう努めている。
 |  |
| * 同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努めている。
 |  |
| * 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物との一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努めている。
 |  |

(2) その他の事項

長岡市における広告景観ガイドラインを踏まえ、景観まちづくりのために配慮した点について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観まちづくりのために配慮した点 |  |